

安城市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例及び安城市一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 9 月 1 8 日

安城市長 三 星 元 人

安城市条例第 3 4 号

安城市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例及び安城市一般廃棄物
処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

(安城市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部改正)

第 1 条 安城市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（昭和 4 7 年条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「第 3 項」を「第 4 項」に改める。

第 8 条中「第 6 条の 2 第 5 項」を「第 6 条の 2 第 7 項」に改める。

(安城市一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第 2 条 安城市一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例（平成 1 0 年安城市条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 号中「第 6 条の 2 第 5 項」を「第 6 条の 2 第 7 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。